

石綿肺がん行政訴訟で国が9連敗

提訴日	裁判所	業種	曝露時期	作業内容	発症時期	曝露指標
2008.10.10	神戸地裁 2013.11.5 大阪高裁 2016.1.28 確定	造船	25年 1967.11～ 1994.6 (1986.8～ 1988.8除く)	川崎重工神戸工場の船殻課等において、船体組立職として船内での溶接・溶断の作業に従事した。	2002.6.28 肺がん診断 2003.3.2 死亡	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラーク→争いあり ③石綿小体計測なし ④石綿繊維計測なし
①	【大阪高裁勝訴判決(地裁では敗訴)】①認定基準：認定基準の医学的所見要件が満たされない場合には、それを補完するものとして石綿曝露の具体的状況を検討し、準ずる評価をすることができるかどうかを検討するのが相当。②石綿曝露の有無・程度：約2年間の出向期間を除いても、24年以上の長期間にわたって、日常的に間接的な石綿曝露を受け続けていたことに加え、直接に石綿を取り扱う作業にも従事していた。③業務起因性：胸膜プラークが存在していたと認めることはできないものの、存在する相当程度の可能性があることまで否定することはできない。曝露が同等又は少ない者も含め、多くの従業員らが石綿関連疾患を発症し労災認定を受けていること等の事情に照らせば、石綿曝露は胸膜プラークを形成するのに十分な程度に至っていたと認めるのが相当。併せ考慮すると、2006年認定基準を満たす場合に準ずる評価をすることができる。					
2009.1.13	神戸地裁 2012.3.22 大阪高裁 2013.2.12 確定	港湾 (検数)	20年 1961.5～ 1980頃	本船の船倉内に入って荷役作業に立会い、石綿袋の個数・品名・荷印・損傷等を点検し、受渡の証明を行う(海上検数作業)。同僚に4例の肺がん認定例(胸膜プラーク有)、健康管理手帳所持者8名に胸膜プラーク有。	2003.6.28 肺がん診断 2006.1.10 死亡	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿小体741本 ④石綿繊維計測なし
②	【大阪高裁勝訴判決(地裁も勝訴)】①認定基準：2006年認定基準の医学的所見要件は「肺内に石綿小体又は石綿繊維が認められれば足り、その量的数値は問題としない」という趣旨と理解すべき。2007年補償課長通達は、これを石綿小体5,000本以上とする2006年基準と異なる運用基準を医学的知見に基づかず示したもので、合理性があるとは認めがたい。②石綿曝露の有無・程度：10年以上にわたりサイド検数員等として石綿貨物を取り扱う海上検数作業に従事し、石綿曝露を受けた。③業務起因性：石綿曝露作業に10年以上従事し、肺組織内に石綿小体741本の存在が認められるから、2006年認定基準の要件を充足する。一般的には1,000本未満の場合是一般人の石綿曝露レベルと評価できるが、仮に石綿小体数を判断基準において考慮するとしても、クリソタイト曝露では上記評価は妥当しないと解され、被災者の曝露は主としてクリソタイト曝露であり、その曝露レベルについて上記評価は妥当しない(③は地裁判決)。					
2009.7.7	東京地裁 2012.2.23 東京高裁 2013.6.27 確定	製鉄	11年5か月 ①1973.2～ 1978.3 ②1980.4～ 1986.6	製鋼工場内においてジャケット型の石綿耐熱服を着用し、汚れが付くたびに服を叩いて落とした。新技術開発のために新しい石綿製品を切断し、劣化した古い石綿製品を切断・撤去した。	2003.10.17 肺がん診断	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿小体1,230本 ④石綿繊維1μ54万本・5μ12万本
③	【東京地裁勝訴判決(地裁も勝訴)】①認定基準：2007年補償課長通達の合理性には問題があり、石綿曝露作業従事期間10要件に加えて、肺組織内に職業曝露の可能性が高いとされる程度の石綿小体又は石綿繊維が認められる場合には業務起因性を肯定するのが相当。②石綿曝露の有無・程度：石綿取扱作業に少なくとも通算11年5か月以上従事。③業務起因性：一般人よりは明らかに高い(職業曝露の可能性が強く疑われる)レベルである石綿小体1,230本が判明していること等から、業務起因性を肯定するのが相当。					
2009.10.1	東京地裁 2012.6.28 確定	建設 大工	40年以上 1955.4～ 2008.3	木造住宅や鉄骨造建物の新築・増改築工事に従事し、石綿含有建材加工、取り付け、取り外し作業により石綿に曝露した。	1999.2.8 肺がん診断 1999.10.20 死亡	【救済法(時効労災)】 ①石綿肺→争いあり ②胸膜プラーク→争いあり ③石綿小体計測なし(病理検査では検出されず) ④石綿繊維計測なし
④	【東京地裁勝訴判決】①認定基準：認定基準を充たすのに準じる評価をすることが相当な事情の存する場合には、業務起因性を認めるのが相当。②石綿曝露の有無・程度：下記同僚2名は25本/cm ³ ・年以上の累積曝露量と推認されるから、被災者も下回るものではないと推認される。③業務起因性：石綿肺の所見があったとは認められない。胸膜プラーク所見があったと認めることは困難だが、同僚2名に明確な胸膜プラーク所見所見があり、石綿曝露作業従事期間は2名のそれを下回るものではないこと等からすれば、画像上存在がうかがえなかったとしても、胸膜プラークが存在する可能性を示す有力な間接的事情が存在するといえ、認定基準を充たすのに準じる評価をすることが相当。					

提訴日	裁判所	業種	曝露時期	作業内容	発症時期	曝露指標	
⑤	2010.4	東京地裁 2014.1.22 確定	航空	34年 1959.3～ 1993.2	日本航空において航空機のエンジン溶接などの作業に従事した。	2005.8.12 肺がん診断 2006.7.8 死亡	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿小体469本 ④石綿繊維1μ255万本・5μ51万本
【東京地勝訴判決】①認定基準：2006年認定基準は行政部内における認定判断の統一化・明確化を図るため、当該時点における医学的知見を踏まえた解釈基準を定めたものであり一定の合理性がある。②石綿曝露の有無・程度：10年を超える14年間にわたる石綿曝露作業への従事期間が認められる。③業務起因性：ヘルシンキ基準における職業曝露を受けた可能性が高いとされる基準（1μ100万本・5μ10万本以上）を超える角閃石系石綿繊維数が認められる一方、他に肺がん発症の原因となりうる要因が存したことは窺われないから、業務に起因するものと認めるのが相当。							
⑥	2010.9.28	神戸地裁 取下	港湾 (検数)	30年余 1965.4～ 2001.3	本船の船倉内や沿岸の倉庫での荷役作業に立ち会い、石綿袋の個数・品名・荷印・損傷等を点検し、受渡の証明を行う（海上検数・沿岸検数作業）。	1999.9.9 肺がん診断 2001.7.11 死亡	【救済法(時効労災)】 ①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿小体2,551本 ④石綿繊維1μ124万本・5μ15万本
【2013.11.15自庁取消・支給決定】 提訴後、新たに明らかになった事実（石綿曝露作業の具体的内容、従事期間が判明、同僚の肺がんの業務上認定）を踏まえて、業務上疾病として認定。							
⑦	2011.7.8	神戸地裁 2014.5.12 確定	建設 型枠 大工	36年 1967～ 2003.7	石綿吹付作業をしている場所で型枠大工業務に従事した。	2006.11.29 肺がん診断 2008.3.24 死亡	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラークなし ③石綿小体918本 ④石綿繊維1μ137万本・5μ25万本
【神戸地裁勝訴判決】①認定基準：（2006年認定基準の）石綿曝露作業従事期間10年以上に加え、職業曝露の可能性が高いとされる程度の石綿小体又は石綿繊維が認められれば、特段の事情がない限り業務上疾病と認めるのが相当。石綿小体の場合、職業曝露の可能性が強く疑われる1,000本が一つの目安と考えられるものの、クリソタイル中心の曝露であったか否か等の諸事情を総合考慮したうえで判断すべき。②石綿曝露の有無・程度：少なくとも22年間にわたって石綿曝露作業に従事。③業務起因性：1,000本にはわずかに達していないがこれに近い918本が確認され、同僚の肺がんの業務起因性が認められ、クリソタイル主体の曝露であったと考えられること等に鑑み、業務起因性を認めるのが相当。							
⑧	2012.4.18	大阪地裁 2014.3.26 確定	建設 大工	27年 1959.4～ 1986.7	一般住宅の新築・改修・解体。	2007.9.19 肺がん診断	【労災】 ①石綿肺→争いあり ②胸膜プラーク→争いあり ③石綿小体998本 ④石綿繊維1μ243万本・5μ下限値(5万本)未滿
【大阪地裁勝訴判決(労判1057-54)】①認定基準：2006年認定基準は、石綿曝露作業従事期間10年以上で肺がん発症リスク2倍以上を示す指標とすることを基本的に合理的であると考えつつ、同期間だけでは2倍に達しない場合がありうることから、それを補う客観的要件として肺がんが石綿曝露によるものであることと矛盾しない程度の石綿小体等が認められればよいとする趣旨と解するのが相当。②石綿曝露の有無・程度：石綿曝露作業に10年以上従事し、石綿繊維243万本中140万本がクリソタイルであるから、肺がんが石綿曝露によることと矛盾しない程度の石綿小体が計測されている。③業務起因性：他に特段の事情も認められないから相当因果関係を認めるのが相当。							
⑨	2014.6.11	岡山地裁 取下	建設 大工	32年 1968.3～ 2000.6	鉄骨に吹き付けられている石綿を剥がして行う作業や、鉄骨の石綿を吹き付けられている場所での作業に従事した。	2008.11.27 肺がん診断 2014.1.21 死亡	【労災】 ①石綿肺なし ②胸膜プラーク→争いあり ③石綿小体1,845本 ④石綿繊維計測なし
【2015.3 自庁取消・支給決定】 新たな石綿確定診断委員会及び岡山労働局意見から、CT画像上に胸膜プラークが認められたとして、業務上疾病として認定。							